

平成 2 3 年度 昭和村税等納期限一覧表

納期	税 目 等	納期限 (振替日)	口座利用の方 (再振替日)
4月	国民健康保険税 1 期 介護保険料 1 期 後期高齢者医療保険料 1 期	保育料 4 月分 学校給食費 4 月分	平成 2 3 年 5 月 2 日 (月) 平成 2 3 年 5 月 1 6 日 (月)
5月	固定資産税 1 期 軽自動車税全期 水道料金・下水道使用料 1 期	保育料 5 月分 学校給食費 5 月分	平成 2 3 年 5 月 3 1 日 (火) 平成 2 3 年 6 月 1 5 日 (水)
6月	村県民税 1 期 介護保険料 2 期 後期高齢者医療保険料 2 期	保育料 6 月分 学校給食費 6 月分	平成 2 3 年 6 月 3 0 日 (木) 平成 2 3 年 7 月 1 5 日 (金)
7月	国民健康保険税 2 期 水道料金・下水道使用料 2 期	保育料 7 月分 学校給食費 7 月分	平成 2 3 年 8 月 1 日 (月) 平成 2 3 年 8 月 1 5 日 (月)
8月	固定資産税 2 期 村県民税 2 期 国民健康保険税 3 期 介護保険料 3 期 後期高齢者医療保険料 3 期	保育料 8 月分 学校給食費 8 月分	平成 2 3 年 8 月 3 1 日 (水) 平成 2 3 年 9 月 1 5 日 (木)
9月	国民健康保険税 4 期 水道料金・下水道使用料 3 期	保育料 9 月分 学校給食費 9 月分	平成 2 3 年 9 月 3 0 日 (金) 平成 2 3 年 10 月 1 4 日 (金)
10月	村県民税 3 期 国民健康保険税 5 期 介護保険料 4 期 後期高齢者医療保険料 4 期	保育料 10 月分 学校給食費 10 月分	平成 2 3 年 10 月 3 1 日 (月) 平成 2 3 年 11 月 1 5 日 (火)
11月	国民健康保険税 6 期 水道料金・下水道使用料 4 期	保育料 11 月分 学校給食費 11 月分	平成 2 3 年 11 月 3 0 日 (水) 平成 2 3 年 12 月 1 5 日 (木)
12月	固定資産税 3 期 国民健康保険税 7 期 介護保険料 5 期 後期高齢者医療保険料 5 期	保育料 12 月分 学校給食費 12 月分	平成 2 3 年 12 月 2 6 日 (月) 平成 2 4 年 1 月 1 3 日 (金)
1月	村県民税 4 期 国民健康保険税 8 期 水道料金・下水道使用料 5 期	保育料 1 月分 学校給食費 1 月分	平成 2 4 年 1 月 3 1 日 (火) 平成 2 4 年 2 月 1 5 日 (水)
2月	固定資産税 4 期 国民健康保険税 9 期 介護保険料 6 期 後期高齢者医療保険料 6 期	保育料 2 月分 学校給食費 2 月分	平成 2 4 年 2 月 2 9 日 (水) 平成 2 4 年 3 月 1 5 日 (木)
3月	国民健康保険税 10 期 水道料金・下水道使用料 6 期	保育料 3 月分 学校給食費 3 月分	平成 2 4 年 4 月 2 日 (月) 平成 2 4 年 4 月 1 3 日 (金)

* 振替日が各税等の納期限になっています。また再振替については、現在のところ村県民税・固定資産税
軽自動車税・国民健康保険税のみ実施しています。

* 村県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収者については、年金の支払月
となります。

* 平成 2 2 年度より水道料金と下水道使用料の納付が統一されました。